

(別紙)

2023年4月1日以降に適用する簡易生命保険契約の前納払込保険料の改定

※2007年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険の契約に適用します。

2023年4月1日以降に適用する前納払込保険料について改定します。なお、前納払込保険料は、金利水準、金融情勢の変化及びその他の事情により決定します。金利水準等が変動した場合は変更することがあります。

前納払込保険料の例

月払保険料（窓口払込み）を10,000円とした場合の前納払込保険料の例は次のとおりです。

[月払保険料 10,000円]

前納払込年月数	改定後	[現行]	増減率
3月分	29,400円	29,400円	0.00%
6月分	58,500円	58,500円	0.00%
1年分	116,500円	116,500円	0.00%
2年分	232,900円	232,900円	0.00%
5年分	582,100円	582,100円	0.00%
10年分	1,163,500円	1,164,100円	▲ 0.05%
15年分	1,729,400円	1,739,700円	▲ 0.59%
20年分	2,264,700円	2,298,300円	▲ 1.46%
30年分	3,269,900円	3,376,100円	▲ 3.15%

なお、1987年8月31日以前にご加入いただいた保険契約（年金保険契約を除きます。）については、変更はありません。